

1 交付金整備計画等の評価の実施について

2 国庫補助事業制度の変遷

3 補助金と交付金の違い

4 整備計画とその評価（イメージ）



1 交付金整備計画等の評価の実施について

目的

- 整備計画等に掲げた、①計画の目標と計画の成果指標(定量的指標)の達成状況、②個々の事業の進捗状況と事業効果の発現状況を確認し ③今後の方針を定めるため、評価を実施する。
- 評価の実施にあたっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、透明性、客観性、公正さを確保する。

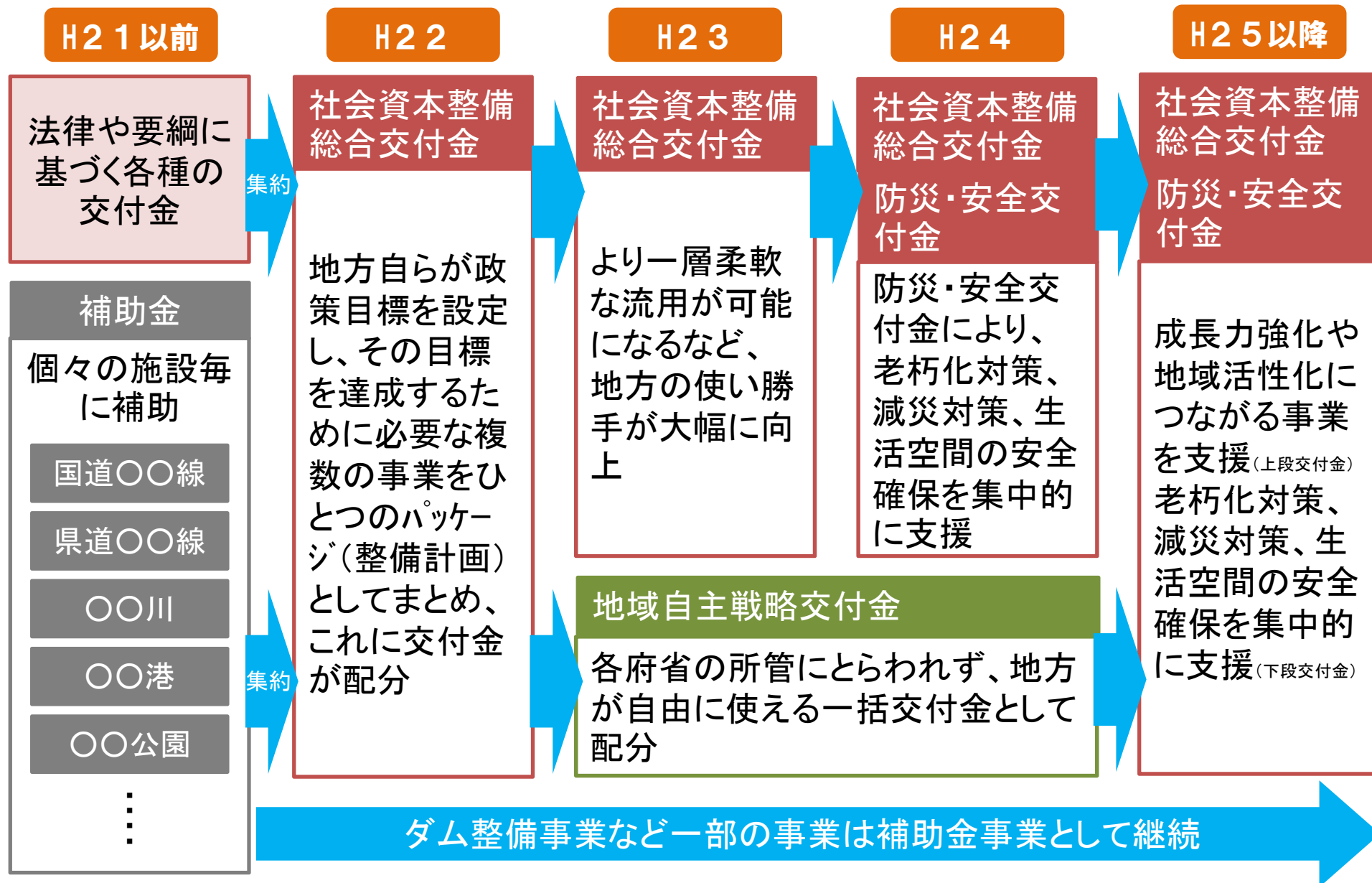
評価対象

- 社会資本整備総合交付金に係る社会資本総合整備計画
- 農山漁村地域整備交付金に係る農山漁村地域整備計画

実施時期

- 中間評価は、交付金交付期間の中間年度中に行う。
- 事後評価は、交付金交付期間の最終年度中または交付期間の翌年度中に行う。
- ただし、事業の進捗状況等により、上記時期に評価を実施できない場合は、その理由と評価実施予定時期を明らかにする。

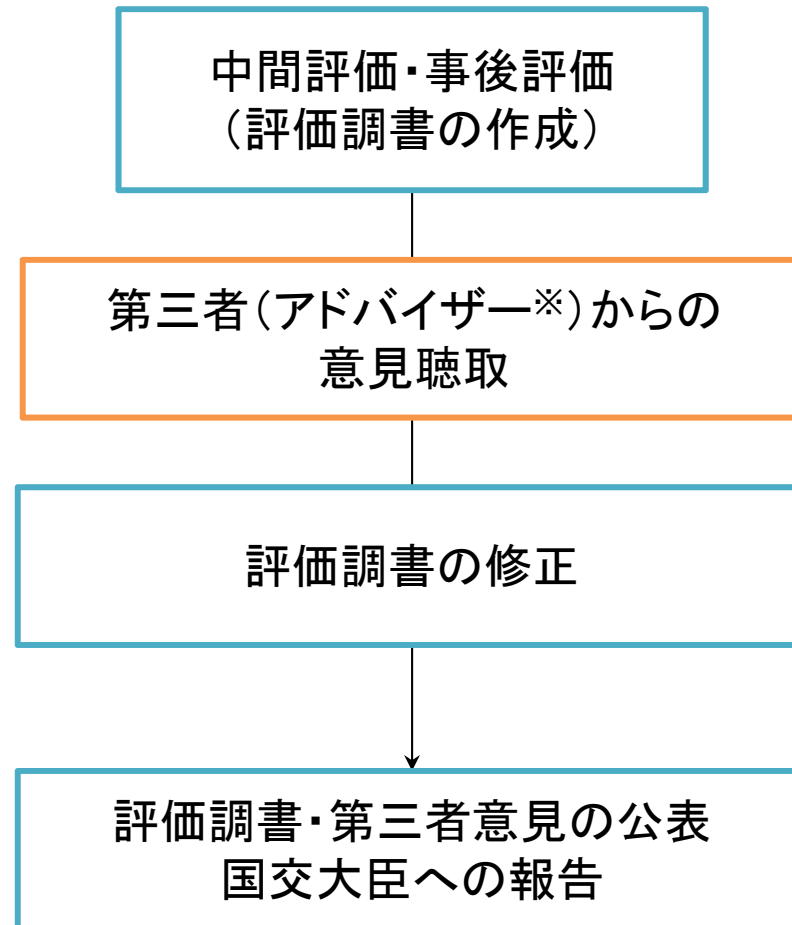
2 国庫補助事業制度の変遷



3 補助金と交付金の違い

	補助金制度		交付金制度
事業単位	個別施設毎にタテ割り	⇒	政策目標でパッケージ化された整備計画毎
補助又は交付の対象	個々のハード整備のみ	⇒	政策目標の達成に必要な基幹的な事業と一体的に行う他種の事業を同一のパッケージに含めることが可能 地方の創意工夫を活かしたソフト事業を含めることが可能
予算	補助金が余れば返還	⇒	整備計画内の他事業に流用が可能
審査等	国が詳細に事前審査 個別施設毎の成果に着目	⇒	地域自らが政策目標を設定した整備計画を国へ提出 計画全体の成果に着目

4 整備計画とその評価（イメージ）



※静岡県社会資本総合整備計画等評価アドバイザー